

平成26年度 第1回平戸市地域審議会会議録

日 時：平成 26 年 7 月 24 日（木） 午前 10 時～

場 所：平戸市役所 3 階大会議室

出席者：会長 黒崎洋介、副会長 木村孝市

委員 前川栄治、大浦正巳、福田詮、藤澤美好、松口茂生、松本フミ子、長嶋美智、
平田弥生、松瀬てつ代、岩崎美佐子

事務局 総務部長 岡康則、地域協働課長 岡部輝幸、協働交通政策班長 江川佳徳、
協働交通政策班 主任主事 木村康博

○協働交通政策班長（江川佳徳）

もうちょっとかかりそうでございますので、一応先に始めさせていただこうと思います。

それでは、ただいまより、平成 26 年度第 1 回平戸市地域審議会のほうを始めさせていただきます。

開会に当たりまして、総務部長の岡が御挨拶申し上げます。

○総務部長（岡 康則）

皆さん、おはようございます。総務部長をやっております岡といいます。よろしくお願いいたします。

本日はほんと大変お忙しい中、平成 26 年度第 1 回平戸市地域審議会に御出席賜りましてまことにありがとうございました。

開会に当たりまして、まず最初にちょっとお詫びとお礼を申し上げたいと思いますけれども。事務局のほんと不手際で地域審議会の委員の皆様の任期が本年 1 月末をもって任期切れになっておりました。そのことにつきまして本当に皆様には御迷惑かけたことをおわびいたしたいと思えます。

しかしながら、本日の審議会開催にあたり、私どものほうから皆様方に就任をお願いしましたところ快く承諾いただきまして、本審議会が無事開催されることになりましたことにつきまして、お礼を申し上げるものであります。

さて、本日の地域審議会でございますけれども、平成 17 年 10 月 1 日の市町村合併に際しまして、地域審議会の設置に関する協議書が旧 4 市町村の町名で取り交わされ、新市建設計画の変更に関する事項、地域振興のための重要な事業に関する事項など、旧平戸市の市民の皆様の意見

を反映するため、合併前の旧平戸市に設置されるものであります。

そして、設置期間が平成27年3月31日まで定められております。その辺はその最終年度にもなりますし、また、10年の節目の年に当たるわけでございます。この10年間にしましては、目まぐるしく社会情勢が変化し、住民のニーズも多様化したことになり、複雑化していったわけでございますけれども、その都度、この地域審議会の皆様や市長の御意見を賜りまして、新市の市政推進に貢献いただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本日は今後の市政進行を左右する重要な事項を審議いただくところでございます。どうか慎重審議をお願いいたしますとともに市長の御意見を賜りますようお願いいたします。本日はよろしくをお願いいたします。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

ありがとうございました。

それでは、今回、委員の改選が行われておりますことから委員就任に当たりまして委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。委嘱状交付につきましては、代表いたしまして黒崎洋介様のほうにお受け取りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それ以外の方につきましては、机の上に前もって配付させていただいておりますので、御了承をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○総務部長（岡 康則）

辞令交付を行いたいと思います。黒崎洋介さん、平戸市地域審議会委員に任命する。平成26年2月1日。平戸市長、黒田成彦。よろしくお願いいたします。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

ありがとうございました。

ここで、今回委員改選が行われたわけでございますけど、ほとんどの方に再任いただいておりますが、新任委員の皆さんが3名ほどいらっしゃいますので、事務局よりお名前を御紹介させていただきたいと思います。まず、本日御出席いただいております前川栄治様でございます。

○委員（前川栄治）

前川です。よろしくお願いいたします。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

本日、欠席の御連絡をいただいておりますが、南部地区区長連絡協議会の里見様、あと、平戸市水産振興協議会の山中様が新任として委員のほうにご就任いただいております。

また、欠席でございますが、馬場千秋様のほうが欠席というふうになっております。また、平田様につきましてはちょっとおくれて来るという連絡がございますので、後ほどいらっしゃると思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日の地域審議会でございますが、ただいまいらっしゃる方につきましては11名でございます。地域審議会の設置に関する協議書第8条第4項の規定によりまして、過半数に達しておりますので、会が成立していることを宣言いたします。

それから、議事録作成のために本会議の会話を録音させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

あと、地域審議会の設置に関する協議書第8条第5項の規定によりまして、「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますが、現在委員改選により会長及び副会長が決定しておりませんので、会長及び副会長の選任を行いたいと思います。どなたか立候補される方というのはいらっしゃいますでしょうか。なければ事務局のほうで案をお示ししたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○協働交通政策班長（江川佳徳）

それでは、事務局案といたしまして、会長に平戸市社会福祉協議会会長の黒崎洋介様、副会長に平戸地区区長連合協議会会長の木村孝市様を御推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（拍手）

○協働交通政策班長（江川佳徳）

ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、事務局案で決定させていただきます。

それでは、黒崎様、木村様、会長、副会長席のほうに御移動お願いいたします。ありがとうございます。

それでは、今回会長に御就任いただきました黒崎洋介様、副会長に御就任いただきました木村孝市様、できますればそれぞれ一言ずつ御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（黒崎洋介）

では、皆さん、おはようございます。御指名によりまして、一言御挨拶を申し上げます。

前期に続き、会長に選出いただき、大変恐縮に思っております。

皆様も既に御承知のとおり、本審議会は、先ほど部長さんからもお話がありましたけれども、平成17年10月の4市町村合併時の協議書の規定に基づいて設置されたものであります。自来、今日まで9年間、市の計画の変更並びに進行状況や地域振興のための基金の活用状況について審議を尽くし、諮問機関としての役割はそれなりに果たされてきたものと思っております。

本審議会の設置期間も残すところわずかとなってまいりましたが、私どもとしては最後まで諮問された事案についての審議に努めたいと思っておりますので、委員皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副会長（木村孝市）

皆さん、おはようございます。副会長に選任されました木村でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。この地域審議会の発展のために皆さんと一緒に努力したいと、こう考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○協働交通政策班長（江川佳徳）

ありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行を会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（黒崎洋介）

それでは本日の会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。この後座って進めさせていただきます。

最初に、本日の議事録署名員を決めたいと思いますが、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（黒崎洋介）

それでは、松口茂生委員さんと長嶋美智委員さんお二方をお願いしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（黒崎洋介）

よろしくお願いいたします。

早速議事に入りますが、審議事項（１）の新しいまちづくり計画についての主管課の企画財政課より説明をお願いいたします。

○企画統計班長（山川政幸）

おはようございます。企画財政課の企画統計班、山川と申します。あと、藤田でございます。

本日は新しいまちづくり計画変更に係る基本方針について御説明をしたいと思っております。座らせていただきます。

お手元に新しいまちづくり計画の概要版の資料、そして１枚Ａ４の新市建設計画（新しいまちづくり計画変更に係る基本方針）という資料があるかと思います。これに基づいて説明をさせていただきます。

まず、この新市建設計画、平戸市の場合は新しいまちづくり計画という名称になっておりますが、市町村の合併の特例に関する法律、これ、旧合併特例法の第５条に基づく計画でありまして、その目的は、合併市町村の建設を総合的かつ包括的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされており、新しいまちづくり計画を策定しておるところです。ここで言う建設計画というのは、先ほど言いました新しいまちづくり計画の意味でありまして、ソフト、ハード両面の進歩、整備を含む幅広い概念であります。つまり、合併後の新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めたものでありまして、その実現を図ることにより、速やかな一体性を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。

また、合併後、合併特例法に基づくさまざまな国の財政措置を受けるためにはこの新しいまちづくり計画の作成が必要となっております。

本市の新市建設計画――新しいまちづくり計画ですけれど――は、合併前は合併協議会において平成１７年２月に作成されたものです。計画期間が平成２６年度までとなっておりますけれども、平成２４年の６月に法律が改正されたことによりまして、特例あります合併特例債、簡単に言えば合併特例債というのは借金ではあるんですけど、その適用期間が５年間延長されて一応は平成３２年度までの１５年間となっております。これに伴って本市が合併特例債を財源とする合併特例事業を実施する場合には、この新市建設計画、新しいまちづくり計画であります、そ

の計画期間を延長することが必要となるというのが今回の説明の趣旨であります。

続きまして、1枚A4の資料に基づいて簡単に説明していきたいと思います。

四角の1番目、新市建設計画、新しいまちづくり計画については、ただいま説明したとおりでございます。

2番目の背景等につきましても、東日本大震災の影響等によりまして延長されたということで、平成32年度までの特例債が発行ということになっております。

四角の3番目、計画変更の目的についても先ほど説明をさせていただきました。

次の四角囲みの中に合併特例債、先ほどから出ておりますけれど、合併特例債というものがどういうものかということでありまして、新しいまちづくり計画に基づく事業のうち、合併市町村の速やかな一体性の確立を図るための事業に充当できる地方債ということで、借金です。

しかしながら、この事業に、一つ一つの事業に対しての充当率、どれだけの割合で借りれるかということなんですけれど、100に対して95%の割合で借りれるということになっております。その借りれたもののうち、元利償還に対して70%が普通交付税として措置されるというものであります。これで行きますと、95%の70%という計算をしますと66.5%となりまして、約3分の2は補助金を使って施設整備が図られているというようなものであります。これを今現在ずっと使いながら施設整備の促進をしているところであります。

本市の新しいまちづくり計画は平成26年度までの計画でありまして、これを平成32年度まで、もう1年間あってないということになります。6年間の延長をしなければならないということになっております。この延長につきましては、合併特例法に基づきまして、地域審議会の意見を聞かなければならないということになっております。今後、新市建設計画の変更案を作成しまして、地域審議会、そしてあと各、生月、田平、大島の地域協議会にも意見を伺った上で議会の議決が必要になるということになります。

そのほかの計画変更の内容についてなんですけれど、裏面をごらんいただければと思います。上のほうから1番として、新市のまちづくりのための基本方針について、人口の推計値、今現在、平成27年度までの推計値ということにしてつくっておりますので、実績値に修正するなど、合併してから10年近くたっておりますので、修正を行うように考えております。

として、当初の作成方針における計画の趣旨において、より詳細で具体的な内容については総合計画ということが、新しいまちづくり計画をつくった後に平成19年に総合計画、こういう総合計画をつくっております。これは平成29年度までの総合計画でありまして、これをつくったときに、当初新しいまちづくり計画をつくったときに今後の方針等については総合計画に委ねるというふうな書き方をしております。ここに書いてあります「総合計画に委ねるものとしていることから」というのはそういう意味であります。そういうことから、大幅な見直しが行われる。

ただし、今後の実施計画策定における合併特例債の活用状況を勘案しながら、追加修正を図るということにしております。

あと、番目といたしまして、財政の計画も変更しなければならないということになっておりますので、そこも推計値を実績値に修正しながら将来にわたって新たな負担が生じることがないよう、延長期間後の財政状況を新たに推計するということにしております。

ということで、今後そういう作業に入っていきたいと考えております。

最後にスケジュールを載せておりますけれど、上から2番目が地域審議会への方針説明、平成26年5月となっておりますけれど、これが本日であります。

それから、議会への方針説明等につきましても平成26年度の9月の議会のほうに説明を行っていかうとしているところであります。

それから、各課のヒアリング、各課で予定されているいろんな事業の状況を話を聞いて計画案を策定しまして、県への事前協議、地域審議会、地域協議会等へ意見を伺った上で議会での議決ということになろうかと思っております。

今後12月ぐらいをめどに計画案を説明ということで予定をしておりますけれど、事前にこういう方針で行きますよということで説明をさせていただいた次第であります。

お手元にあるまちづくり計画の、これは概要版でありますけれど、詳細版といいましてちょっと分厚いまちづくり計画があります。こちらのほうを変更していくということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○会長（黒崎洋介）

ありがとうございました。

ただいま新しいまちづくり計画についての説明をしていただいたということで、皆様方からの御質問、御意見を受けたいと思いますが、その前に議事録は先ほど事務局から話がありましたとおり、本日の会議は議事録を作成するということでございますので、発言者の方はまず最初に私のほうからお名前をお呼びいたしますので、それから発言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、どうぞどなたか何か内容について御質問ございましたらどうぞお願いいたします。どなたかございませんか。どうぞ。

○副会長（木村孝市）

まずお聞きしたいのは、これよりも新しいやつを作成するということでございますね。それは

ちなみに全部配付する予定はあるのか。新しく冊子にして住民全員に配布する必要があるのでは。

○企画統計班長（山川政幸）

最初のときはこういう新しい計画、まちづくり計画の概要版というふうな冊子を、簡単な冊子をつくったんですけど、今回修正については必要最小限の部分で計画の変更ということで考えておりますので、こういう新たな冊子をつくったりというものは現段階では考えてはおりません。

○副会長（木村孝市）

これを追加するだけだな。

○企画統計班長（山川政幸）

そうですね。必要最小限の、人口とか財政状況とかの修正ということが主になると思っております。

○副会長（木村孝市）

そこで今出ましたとおり、いつごろ準備しているのか、人口のあれについてちょっと説明をして。

○企画統計班長（山川政幸）

実績値で、この新しいまちづくり計画の概要版の２ページの右のほうに載せておりますけれども、平成７年、平成１２年ということで、平成１２年が４万１，５８６人ということで載せておりますが、これは国勢調査の実績値でございます。平成２７年は３万６，０００人の推計、見込みということで、今計画をしておりますが、それとまた別に平戸市総合計画は平成２９年までの計画でございます。平成２９年度で３万３，３３３人ということを目標ということで総合計画を作成をしているところであります。

ただし、その人口がその推計をしている国の機関がございまして、国の機関が推計している将来の人口の予測というものがございます。平成２７年から平成５２年までの推計見込みの人口なんですけれども、平成２７年は国が出している数値なんですけれども３万１，７２４人、平成３２年は２万８，９１６人、平成３７年は２万６，１９２人、平成５２年では１万８，９５９人という数値、これは国が出している数値であるんですけど、この数値を上回るように、推計の目標値は今後検討し、１２月までに目標は定めていくようにはしておりますが、この数値を上回る目標を考えているところです。

○副会長（木村孝市）

今、この推計ということで、大幅に違うものがある。国の推計人口の平成27年の3万6,000は総合計画では33,333になっており、どんどん減っていつている。どういう推計数値なのか。全く違う。

○企画統計班長（山川政幸）

一応、国勢調査の数字で推計しており、一応平成22年の国勢調査の数字で行きますと34,905人が減少して平成27年には31,724人。今回のまちづくり計画については、3万6,000人というところが目標数値のところだったんですけれども、いろんな事業をする中で目標として推測する目標をここまでというところを定めている。けれども、なかなか人口減少の推移は考慮してはいるんですけれども、その中でもその効果が出てこないというところなんです。

○副会長（木村孝市）

推計値は、正確なものを使うように。

○副会長（木村孝市）

それはきょうの長崎新聞にその人口載っておりますよ、私もおかしいなと思って。

○副会長（木村孝市）

今のお話では平成20年度からのいわゆる計画だということで、やっぱり5年に1回ぐらい見直しをしていかんと数字が違ってくるんじゃないかなというふうには思います。

○副会長（木村孝市）

3万6,000人というところが違うってことをおっしゃっているんでしょうけど、3万6,000を目標の数値として掲げているだけなんです。だから3万6,000に極力近づけるぞと努力目標です。だから推計と違うって当たり前なんです。そういうふうに考えていただいて.....あんまりかけ離れた目標をつくるのはどうなのかというところをおっしゃっているのかと思いますけれど、それについてはどうですか。

○会長（黒崎洋介）

将来的なの希望だけで数値が全く違うことで進めるのか。

○会長（黒崎洋介）

そういう意見も、ちょっと企画のほう、ちょっとあったということで検討ください。

○企画統計班長（山川政幸）

わかりました。

国が、人口問題研究所が出している数値もありまして、実際3万6,000人からだいぶ落ちているという数値ではあります。

実際の数値を見ていくとそれに近くなっている状況ではあります。ですので、今後その推計値は早く変更せんといかんとですけれど、近いというふうな数値を持っていくようになるのかなとは思っております。

○会長（黒崎洋介）

はいどうぞ。

○委員（松瀬てつ代）

今3万6,000人……

○会長（黒崎洋介）

お名前をおっしゃっていただいてから。

○委員（松瀬てつ代）

松瀬といいます。

3万6,000人というのは、今そういう目標数字だっていうことありましたけれども、いろいろ聞いてると、今はまだ机上の空論みたいな感じに聞こえるんです。どうしてかっていうと、もちろん全国的なものですけれど、平戸市に置きかえれば非常に少子高齢化というのが急速に進んでいる中で、それで平戸は産業とかそういったものが余りない。帰ってきたいっていう人だって働き場所がない。じゃあ、若い人たちを漁師とか何とか食いつないで、少子高齢化が進み、若い人は流出していくっていうそういう現状の中で、実際に机上の空論ではなくどういうことを具体的にじゃあ少し（シンコウ）ベースで行こうか、例えば産業をもっと奨励している産業を立てるとか、それから若い人たち結婚とか何とか、いろいろお聞きすると福島とかそういうところなんかでも非常に男性が独身の男性が多くて嫁を欲しいとかそういうのとかいっぱいあって、そういうものを出して、じゃあ、結婚とかそういったものをしてれば子供へのこういう施策、い

わゆる何かそういう、机上の空論ばかり、こうでしょうああでしょうって、その中で、じゃあ3年間なら3年間の間に、自分たちがいる間に、この会にいる間に、どういことをもう少し具体化してやっていくとか、そういうものが聞こえてこない。本当に空想、想像論というか、そういう机上の空論だけしか、その数字だけで判断しているようにしか聞こえないんですけど、もう少し具体的にどういうふうにしていくのかというのを少し具体的なものを教えていただけないでしょうか。

○委員（福田 詮）

福田です。よろしくお願いします。

ひとつお尋ねですけども、このパンフレットは大体いつごろできた品物でしょうか。改製したのはいつごろ改製して……

○企画統計班長（山川政幸）

これは平成17年の2月に作成したものです。17年の2月に新しいまちづくり計画を策定しましたので、その後に作成したものです。

○委員（福田詮）

この数字は、平成17年以降はこの数値は変えてないわけですか。そのままですか。今は26年ですから9年前にそれを作成したということ。本によりますと平戸市は1万6,300人になるというふうな数値もあります。これを参考にするならば、はっきりした数値を書いたほうがいいと思いますね。わからん数値を記載するよりは、予測か実際かわかるものを。

○会長（黒崎洋介）

いいでしょうか。

今、副会長さんあるいは松瀬さん、福田委員さんおっしゃっていることは大体わかりだと思えますけれども、余り目標と現在の実数との開きが大きいんじゃないかなということで、この計画自体がこのまま進めていいのかどうかということを問われているんじゃないかなというふうに思うんです。そのことについてはどういうふうにお考えになってますか。部長さん、どうでしょう。

○総務部長（岡 康則）

そこは財政課のほう……総務ではちょっと答えられませんので、申しわけございません。

○会長（黒崎洋介）

このままの数字でそのまま行って、目標は一応こうだったけれども現在はこうですよということとずっと進めていかれるのか、それとも、これから途中ででも幾らか目標値を実数に合うような、達成の見込みがあるような目標に変更する意向があるのかどうか。そういうふうなことをちょっと皆さん方にわかりやすく御説明をしていただきたいというふうに思うわけであります。

○企画統計班長（山川政幸）

本日説明に伺ったのは、新しいまちづくり計画を今後変更していきますよという方針の説明でございます。推計値等につきましても今後内部等でも検討を行いまして、国の数値等も出ておりますので、恐らくこの3万6,000を下回った現実に近い数値に変更した数字での推計値ということになるかと思っております。

○会長（黒崎洋介）

よろしいでしょうか。松瀬委員さんいいでしょうか。変更していく可能性がありますよということなんで。よろしいですか。

ほかにどなたか何か御質問ございませんか。前川栄治委員。

○委員（前川栄治）

この資料で27年度から5年間延長されたということですけども、この審議会が27年の3月31日で切れるということなんですけども、この5年延長されたということによって審議会がまた延長されるという可能性はあるわけですか。

○企画統計班長（山川政幸）

審議会等については私のほうが意見する立場ではございませんので……

○会長（黒崎洋介）

部長さんお願いします。

○総務部長（岡康則）

今日の次第を見ていただければわかりますが、一番最後にその点について協議をしたいというのがあるはずです。

○会長（黒崎洋介）

それはお預かりしたんですけど、最後にこの審議会のこれからの件について、また部長から説明がおりかと思しますので、そのときにまた答弁していただければ。

○企画統計班長（山川政幸）

すいません、先ほど少子化とか雇用対策とかの関係でお尋ねになられた件についてですけれど……

○委員（松瀬てつ代）

要するに数字の根拠がわかれば。

○企画統計班長（山川政幸）

一応昨年度総合計画の中間見直しで24年度に住民の方にアンケート等を行いました。どういう施策が必要でしょうかというふうなこと、どういう施策を重要視していますかというふうな感じでのアンケートを行ったところ、やはり先ほど言われたように、雇用対策ですね、平戸市は就業する場がない、ここら辺も関係して転出される、流出される人口が多いのかなということで私もも考えているところがあります。

今年度から人口減少等に取り組む、今までも結婚対策とか行ってはあったんですけど、今後3年間で雇用対策とか雇用の促進、本市の特徴を生かした新たな産業による雇用の促進、あと、産業の振興、にぎわいのある魅力的な産業都市、そして子育て支援、子供を生んで育てやすい環境整備、あと定住、移住ということで、U・J・Iターン等についての人口流出を抑制させるような施策を行っていくように考えているところであります。

一応、今後、今から3年間ということであるんですが、人口流出とかとなると3年5年で数字が出るような話ではないかと思しますので、3年後にある程度、その時点で再度ということになるかと思いますが、一応、今年からそういう計画を考えているところであります。

○会長（黒崎洋介）

松瀬さん、よろしいでしょうか。そういうお考えだそうですけど。

○委員（松瀬てつ代）

はい。

○会長（黒崎洋介）

ほかに何かございますか。どうぞ。

○委員（岩崎美佐子）

岩崎です。

定住、移住っていうものを3カ年ぐらいの計画で進めているのは、ちょっと私は移住する方がいないんじゃないかと思うんです。やっぱり3年、5年、10年、せめてそこいらの長期のスパンじゃないと、結局農業にしても漁業にしても素人の方が入ってこられるわけでしょうから、すぐに3年したら一人前になるんだか、5年したらなるでしょう、3年したらすぱっと切りますよとかいうのでなくて、ある程度支援の手を、3年間は保障するけども5年ぐらいには若干補助の金額を出してでも移住して、その支援の時間をもう少し長くしてあげないと移住者っていうのは来ないんじゃないかなと思うんです。やっぱり素人が入りますから、その世界に。絶対無理なところが多い。そこいらは行政のほうの力で3カ年計画とかじゃなくて、これに対しては5年とか、これに対しては10年と、これに対して3年とか、そういうふうないろんな部門での活性化の中での取り組みでやっていったらどうでしょうか。

○企画統計班長（山川政幸）

先ほど言いました3年というのは、当面のところ3年、それを重点的に行うということであるんですけど、岩崎委員の言う移住とか子育てというんですか、3年とかで数値が極端に動いたりとかっていうようなものではないと思いますので、それは継続するというふうに考えていきたいと思います。

ただ今の段階でずっとしていきますよということとは言えませんので、そういうふうな意見も踏まえて検討していこうということになると思います。

○企画財政課（藤田親央）

移住、定住とかU・J・Iターンについては、その定住だけの施策とかではなくて、産業の振興、農業、漁業、主幹産業とのリンクというのが重要視することだと思いますので。ですので、農業だとか漁業の所管する機関と定住する機関というのは違うんですから、それを通じて連携し、それを事業に反映するというような取組み、そういったやり方をする中で、事業が継続していくものなのか、これは本当に必要性を求められているものなのかが見えてくると思うんです。

ですので、そういったところを見ながら今後推進はしていきたいというふうには思います。

○会長（黒崎洋介）

ほかに。松本委員さん。

○委員（松本フミ子）

人口の面ですけれども、市の職員さんが平戸市外に家を建てて市役所に通っているという話も聞きますので、もう建てられた方はしょうがないですけど、今からの職員さんがそういうことをするってなったときに何か支援をして平戸市に住んでいただいて平戸市に税金を納めていただいてという方法をとっていただきたいと思いますけれど。（発言する者あり）

○委員（平田弥生）

私が前、別のところで市長さんとお話をしたことがあるんですけど、それは個人のことであって、それは役所のほうからはできないということだったんです。

言っていることはわからないわけではないけども、個人的なことにそういうことをこうしてほしいということはいえないですよという話です。

ふるさと納税とかもあるんで、その税金を納めさせるために住めとか、そこまでは言えないんじゃないかなと思うんです。これは私の個人的な考えですけど。

○総務部長（岡康則）

今平田さんが言ったとおりなんですけど、居住を制限するようなことになりますので、結局市のほうから「あなたは平戸市に住みなさい」とかそういう縛りというのはなかなかかけられません。

ただ、希望として、市の職員としてはやはりそういう自覚は持っていただきたいなという気持ちは持っております。

そして、平田さんが今言ったようにふるさと納税というのがありますけど、平戸市に住んでたら平戸市のふるさと納税できませんけど、市外に住んでればそういうことができますんで、する方は少ないかもしれませんが、やはりそういうことででも協力していただけたらと。今、結構御夫婦で佐世保と平戸にお勤め行ったりとかそういう家庭環境もあるみたいなんです。若干ではございますけれども。

そういうところも少し御理解いただければ。なるだけやはり、おっしゃるように平戸に住んでいただいて、平戸のほうに住んで欲しいという気持ちは持っておりますので、御意見は賜っておりますので、そういうことでよろしくお願いします。

○副会長（木村孝市）

それから、そのことで、採用するときにそういう平戸の市民の住んどる人を優先的に採用してはどうか。（笑い声）

○総務部長（岡康則）

それもやはり雇用機会等の問題もいろいろございますので。ただ消防職員とかいうところにつきましては平戸市に居住することを条件としてますので。ただ職種職種によってやはりそういうところは見られますけれども、一般的にはなかなか言えないところでございます。他市も同じような状況はあると思うんです。だからお互い様というところも少しはあるのかなとは思いますが、だけでも平戸市の職員としてはやっぱり平戸市に住んでいただいて平戸市に税金をいただければ、やっぱり本来のあり方ではなかろうかというふうには思います。（笑い声）

○会長（黒崎洋介）

行政のほうもそういうふうなことでできるだけやっぱり皆さん方のお考えに近いような方法で進めていくというお考えのようでございますので。よろしいですか。

長嶋委員さん。

○委員（長嶋美智）

最近結婚されていない方が多いということで、婚礼のほうにつなげていって人口をふやすという地域めぐりあい協議会というのがありまして、今年から始まっています。実のあるものということで、内容も皆さんちょっと今から考えていただいいていこうと思いますので、一応（シドウ）は始めているということで報告させていただきます。

○委員（福田詮）

商工の立場から話をお聞きしたいと思いますけれども、市当局におきましてはふるさと納税につきまして非常に活発なPRをしていただいて、非常にありがとうございます。おかげで長崎市もありましたが、2カ月で1億、1カ月で5,000万で、通常に試算すれば大体年間5億ばかりふるさと納税で。まあ、推察です。でもその内訳をお聞きしてみますと、平戸出身者は1割しかおらない。9割が平戸に関係ない人が9割ということで。ふるさと納税のお金が事業費になるみたいですから、それをどのような使い道にしようのか、あるいはこの新しいまちづくり計画にそのふるさと納税の資金も注目されておることですので、ぜひとも新しいまちづくり計画にもふるさと納税を、浮いたお金でしょうから、市が一生懸命努力して、実際平戸市の特産物につきましても、新しい雇用もある業者によっては生まれておると。それから新しい動きが二、三あっておりますので、ほんと市の御指導のおかげで商工業が少しは明るい時代に出てきておるといふような状況ではありますけど、よろしくお願いします。

○会長（黒崎洋介）

それでは、この審議事項の（１）につきましては、審議の時間を超えておりますので、まちづくり計画についてはこれで終了させていただきたいと思います。

続きまして、審議事項の２番、新しいコミュニティづくり推進計画についての説明を事務局からお願いをいたします。

○地域協働課長（岡部輝幸）

どうもお疲れ様です。

それでは議事の２番の新しいコミュニティ推進について地域協働課のほうから説明をさせていただきますと思います。

まず一番最初に名前のほうも議長に言いませんでしたので、すいません、地域協働課の課長の岡部と申します。担当の江川です。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

よろしくお願いします。

○地域協働課長（岡村輝幸）

それでは、班長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

お手元の資料の新しいコミュニティ推進計画（案）というものをちょっとお出しただければと思います。

こちらについてですが、昨年の地域審議会のほうでも新しいコミュニティづくりというところで担当のほうから御説明を差し上げたところでございますが、そちらのほうも簡単に申し上げますと、今、少子高齢化、あと先ほども人口の問題が出ておりますが、将来的に人口がかなり激減していくというところで、そういった減っていく中で自治会というか地域の自治会組織とか行政とかいろいろありますが、その範囲ではなかなか物事を進めていけないような状況になってくると。そういった中で、もうちょっと広い範囲で協力し合える部分を話し合いながら協力して、将来に向けて組織づくりをしていきたいと思いますというところを進めていこうというのが、今回御提案しております新しいコミュニティ推進計画の案というものでございます。

そういったところでちょっと中身を説明をさせていただきたいと思いますが、ちょっと１枚めくっていただければ目次がございます。この推進計画の構成につきましては、まず、この計画策

定に当たってのその背景と目的、あと推進計画の位置づけというところの部分でございまして、あと、2点目に、今現在、あと将来的なそういった地域コミュニティの現状と課題というものを示させていただいてます。あと、3点目に、そういった地域コミュニティの現状と課題を解決していくための環境整備、環境づくりというところで3点目示させていただいてまして、4点目に、その環境を整備した場合の組織の拠点の確保等々を示させていただいてます。5点目に、そういった組織もしくは地域への行政としての財政的な支援。あと、6点目に、行政のそういった推進体制を、これまでもやってきたわけでございますが、抜本的な推進体制の見直し。あと、7点目でございますが、そういったシステム構築ができて、将来的に、事例もございまして、自治基本条例というものがございまして、そういった条例化に向けての考え方というところを構成している次第でございます。

簡単にちょっと、昨年説明したこととかぶるかもしれませんが、簡単に説明をさせていただきます。

2ページでございますが、新しいコミュニティ推進計画策定に当たりましては、先ほども申し上げましたとおり、少子高齢化による人口減、あと人口流出というところが本市にとっても大きな課題ということになっております。

また、行政といたしましても、2ページの下の方に合併算定替のイメージということで示しておりますが、本年で平成17年の合併から10年を迎えるわけでございますが、合併時に10年後にはこれまで旧市町村単位で交付されておりました普通交付税というものがそのまま来ていたわけでございますが、10年後以降にそれが減らしていきますよというようなお話がっております。この図にも示しておりますとおり、完全に平成33年にはもう今の新市のシステムで普通交付税が来るようになりまして、その差額が大体17億円というふうに今のところ言われております。要は17億円が市の財政からなくなるということでございますので、そういったところになりますと行政サービスの低下というのも当然少なからず出てくるわけでございます。そういった中で各コミュニティのほうで今のうちにそういった準備というのをやっていかなければいけません。そういったところでちょっと示させていただいております。

4ページをちょっとごらんいただければと思います。

もう人口の問題につきましては先ほどの議題の中でお話がありましたので、ちょっと割愛させていただきます。

4ページでございますが、一応今考えておりますのが、市内全域で小学校区単位でそういった高次的なコミュニティを形成をしていこうというふうに考えております。そういったコミュニティを今のところ平成30年度を目標に全市に構築をしていきたいというふうに考えている次第でございます。

それに当たりましてこの推進計画を策定をいたしたわけですが、その位置づけでございますけど、一番、市の事業を行う上で大きな計画として、先ほどもちょっとお話がありました平戸市の総合計画というものがございまして、その下に協働によるまちづくりを進めているわけですが、指針というものがございまして、今回の推進計画につきましては、そのまちづくり指針の下に位置づける計画として位置づけていきたいというふうに考えております。

今後そういったコミュニティというところをどうやって進めていくかということでございますが、5ページ以降でございます。

先ほど申し上げました小学校区単位の地域コミュニティというところにまちづくり運営協議会というものを設置をしていきたいというふうに考えております。そのイメージにつきましては7ページをちょっとごらんいただきます。7ページの上段のほうの図でございまして、例えばでございまして、今、AからCの自治体、それとあといろいろな各種団体、活動なさっている団体というのがございまして、それが個別に活動をなさっているような状況でございまして、そういったものを小学校区単位でまとめていきまして、力を合わせて地域の課題というものに取り組んでいこうという考え方でございまして、その中心になるのが地区のまちづくり運営協議会というイメージでございまして、将来的にはその運営協議会と市等が連携をして行政課題とかも含めましていろいろな課題に取り組んでいくというふうなイメージでございまして。

まちづくり運営協議会の設置、運営までの流れでございまして、7ページの下段のほうに示させていただいてます。まず、先ほど申し上げた小学校区単位で、まず各自治会が囑託員さんとか関係役員さんというのでも重要なポジションの方がいらっしゃいますので、そういった方に集まっていまして、まず、今御説明申し上げたようなところを説明、あと協議をやっていこうというふうに考えております。既に今取り組んでおりますところが生月、田平、大島でございまして、今現在がこの部分というところで進めさせていただいております。モデル的にいいますと、新聞紙上でも出たかもしれませんが度島地区がこれの先駆けとして、モデル地区としてやらせていただいたということでお考えになっていただければと思います。

一応御説明を申し上げまして、やはり度島地区は1つの島でございまして、簡単な話、まとまりやすいんですが、平戸市の場合は平戸島でいいますと、かなり上から下まで広い範囲でございまして、また地域性というものもございまして、ただ、そこを考慮しつつやっていきたいとは思いますが、やはり大きな範囲でやらないと先ほどから申し上げているとおり物事がなかなかできていかないということがありますので、今のところは小学校区単位で構成をしていこうというふうに考えています。そういった範囲につきましては、最終的には囑託員さんとか関係職員さん、もしくは住民の皆さんの御意見を聞いて最終的には決定をしていきたいというふうに考えています。

そういった枠組み等のお話ができましたら住民の皆さんにも説明会のほうを開催していきたいというふうに考えております。その後まちづくり運営協議会を設立するための設立準備会というものを数回行いまして、そういった中でその地域が取り組む課題、解決のために取り組むためのまちづくり計画というものを策定をしていただくというふうに考えております。策定しましたらその後に運営協議会の設立総会等も経まして、その計画に基づいた形で事業の実施というふうにやりたいというふうに考えております。

そのまちづくり運営協議会の運営体制につきましては、８ページの中段のほうにイメージをちょっと載せさせていただいております。示させていただいた形で運営委員会の中でもいろいろな母体がございます、その中から役員会という形で会長とか副会長とか主要な役職を決めまして、その下に事務局も当然ながらおります。地域課題につきましてはそういった主要な方だけではなくて、部会を設けまして、それぞれの地域でそれぞれの課題というのが違うと思うんです。その地域で課題をいろいろと考えていただいて、その考えを計画にまとめていただくというふうな手順を考えております。

１０ページのほうにその運営協議会の、当然ながらそういった新しい組織ができていけばどこか拠点が必要になってきますのでそういった拠点というところを、今ちょっと考えておりますのが公民館、北、中、南、平戸島にはありますけど、基本的にはそういう施設、あとは空き家とか、公共施設であいている部分、あいている施設等もございますので、そういった部分はなるべく費用がかからないような形で整備をしていって、その中でまちづくり運営協議会の拠点として物事を進めていきたいというふうに考えております。

あと、１０ページの下の方ですが、そういったまちづくり運営協議会の事業を進めていく上での財政的な支援というところでございます。市のほうからそういったところで、基本的には交付金という形で全地に、まちづくり運営協議会を設置いただいた全地域に交付金のほうを交付をしたいというふうに考えております。交付金につきましては、まちづくり運営協議会のほうで予算配分、あと予算づけ、裁量権、決定権というのはお任せをしたいというふうに考えております。大枠で例えば１００万なら、その中で振り分けを各まちづくり運営協議会のほうで決めていただく。話し合いながら決めていただくというふうに考えております。

１１ページの中段のほうに今申し上げました交付金の骨格についてちょっとお示しをしております。まず交付金については、今のところちょっと考えている部分ですが、まず基礎分といたしまして市税４税の１％分、あと離島地域は市内にあります大島、度島、高島、そういった離島であるゆえに不便なところがございますので、そういったところに対する加算金というものを考えております。

あと、ちょっとここには書いていないんですが、今検討していますのが、例えば市各地域でい

わゆる夏祭りであったり、物事、行事というのが、神事は除いてですが、地域の触れ合いとか交流を深める上でのそういった催しとかいろいろございます。あと地域を元気づけるための地域の元気づくり加算というような形で今お示ししていることにプラスしてちょっと今考えております。

あと、そういったものが一応基礎分ということで御理解ください。

あとそれに、今現在市のほうで福祉関係でございますが、敬老行事貢献とかというところで毎年各地域に交付をしている部分がございます。

あと、防犯灯の設置のためのお金とかそういったものにつきましても、一応交付金の中に統合しまして、各地域に必要な部分、配分というか、交付をしたいという考えです。

あと、3点目でございますが、冒頭に17億円の削減というところでお話を差し上げたと思いますが、行政的に財政的に厳しくなりますと当然人数も減ってきます。職員数というのも減ってきますし、各地域の例えば公園とかの除草作業一つにしても市のほうでやりますとその委託料とかといってお金がかかるんです。そういった部分というところでもできる範囲、今考えているのは各地域で公園とかで除草作業とかというのがいっぱいあるんです。何百万から何千万単位というところございまして、そういった部分の行政で今まで業者に委託している部分というのを交付金のほうに含めまして、例えば各まちづくり運営協議会で御自分たちでやればその委託部分というのはほかの事業費に充てられますし、例えばそういう人材がないということであればそのまま業者に投げても結構ですし、そういった部分で行政事務の委託部分というところをちょっと考えておりまして、その3つの柱をまとめまして交付金として各まちづくり運営協議会に交付をしていきたいというふうに考えております。

あと、12ページでございますが、こちらのほう、こういった協働の推進体制ということで、これまでも行政のほうで進めてきたわけでございますが、今回ちょっと再構築をした部分がございます。それにつきましてはまず12ページの中段(2)でございます。協働まちづくり推進委員会の役割と書いてありますが、これまでもこの委員会につきましては設置をさせていただいていたんですが、これまでの役割としましては、強いて言えば補助金の審査のみでございました。こちらのほうをちょっと再編をいたしまして、民間委員さんもかなりの割合で入っていただいて、ほとんど民間委員さんでございまして、入っていただきまして、この委員会の中で今御説明を申し上げております推進計画であるとか交付金の中身というところを正式には決定をしていきたいというふうに考えておりまして、そういった推進体制の中で進めさせていただこうというふうに考えております。

あと、集落支援員、地域支援員というところにつきましては、まちづくり運営協議会のサポート役というところで、地域支援員につきましては、地域市の職員が入りましてそのまちづくり運営協議会の設置までのサポートをやっていきます。あと集落支援員につきましては、できるだけ

地元の方を雇用いたしまして、まちづくり運営協議会の事務局として各協議会のほうに配置をしていきたいというふうに考えております。

そういった流れで一応島内推進体制の再構築ということで考えております。

あと、14ページ以降につきましては、大体的にはそういったシステムの構築をした後に、要は協働の概念である住民自治というのがございまして、そういったところが構築して、数年か後にそういったところが、住民自治の精神というのが育成された後に、こういった自治基本条例というものを制定しまして、そういった住民自治の推進を行っていきたいということで、その中身を、考え方をちょっと示させていただいております。

以上がこの推進計画の中身でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（黒崎洋介）

今、新しいコミュニティーづくりの推進計画についての説明をしていただきました。非常に複雑で多岐にわたっているわけで、質問もたくさんあるんじゃないかなと思いますけど、どうぞ、御意見、御質問ございましたらおっしゃっていただきたいと思います。木村委員。

○副会長（木村孝市）

今までの状況がちょっと分からない。度島の状況の説明を。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

すいません。一応度島でございますが、昨年1年間、先ほど申し上げた流れでまちづくり運営協議会の設置までの流れで進めまして、一応それ前までは非常に度島の方には失礼かもしれませんが、男性上位と申しますか、男性の方が非常に強くて女性が立場、なかなか意見が言えないとかというような雰囲気の中で今まで、また、当然ながら御存じのとおり行政機関もございませんので、そういった中でなかなか平戸本島と申しますか、より立ちおくれているといったら失礼かもしれませんが、そういった中での暮らしであったということでございます。そういった中で、昨年1年間、先ほどの流れでまちづくり運営協議会を進めてきた中で、この運営協議会の中にも女性がどんどん入ってきて意見が言えるようになった。あと、これまで行政機関が入っていなかったものですから、行政機関というか、ちょっと住民自治としてのまちづくり運営協議会ができたおかげで、そういった行政的なサポートも受けられるようになりましたし、そういったまちづくりという面でかなり進歩したというような御意見も賜っております。

今現在も、本年度から実は交付金をモデル的に交付しまして、自分たちで配分もしまして、実際まちづくりの事業というのを進めておりまして、極端な話、生き生きとされてやってらっしゃ

るのかなというふうな印象は持っております。

以上でございます。

○地域協働課長（岡部輝幸）

つけ加えていいですか。

公共交通機関が走っていないということで、度島も小さいけれども診療所に行くにもやはり遠いところで4キロ以上あるということで、そういったところで、今までは行政に対して場所を広げるというような意見もあったんですけども、市のほうで公共交通機関を持つと、それは自治体にとって一番それは持つべきでないと全国で言われているわけですけども、そういったところで民間が参入してもらわない限り行政で持たないということでお話をしたんですけども、そしてたら民間が入るといようなことはないということから、今、国のほうも制度が改正されて白ナンバー、皆さんが乗っている普通の車でも過疎地であれば、公共交通機関が走っていない空白地帯、限定されるんですけども、そこについては白ナンバーでもバスの公共交通機関のように走らせることができますよということがありまして、一応それを提案したら、一応自分たちのほうで行政に頼らずNPO法人というものを立ち上げまして、今後10月以降からその公共交通機関というか自分たちのコミュニティバスというものを走らせようということで取り組みをしております。

ちなみにそのバスについても、会長の社会福祉協議会のほうから提供してもらっており、そういった島民の足の確保、今まで行政頼りだったものが自分たちでもやるところはやろうというような目標につながってきているというようなところがあります。

○会長（黒崎洋介）

何かどなたか御質問ありますか。前川委員。

○委員（前川栄治）

すいません。私、分からないところもあって聞くんですけども、2点お尋ねします。

まず1つ目、学校単位でこの組織をつくるということですが、今小学校なんか非常に統廃合が進んでいるんです。小さな単位もあるし、紐差なんかは小学校が一緒になって、非常に広いところもあるしということで、ですからその学校単位の考え方が1つと、もう1つは、今、嘱託員制度というのがあります。これもいろいろ今問題はあろうと思うんですけども、この嘱託員制度の今後のあり方というか、どういうふうに変化していけばこれができて、全くなくなってしまおうのかとか、そこら付近2点、お答えできればお願いしたいと思います。

○地域協働課長（岡村輝幸）

小学校単位の考え方ですけれども、一応基本的に最小が小学校区単位、ですから地域によっては、いや、私たちは小学校区単位じゃなくて中学校区単位でのほうが、極端に言うと、南部中なら（ナンシンカイ）とか、中部で言うならば中部体育振興会（チュウタイシン）とか、そういったまとまっている部分があると思うんです。ですからその今まとまっている地域でやればということであれば、それで構わないというふうに思っています。ですからあくまでも最小単位が小学校区単位、ですからあと小学校の統廃合の関係があると思うんですが、一応旧小学校区単位じゃなくて、やはり今最新の小学校区単位というところで考えております。

あと、ただ皆さんもよく中津良地区は中津良地区に中津良小学校と堤小学校があるんですけれども、これを小学校単位だっていうと「いや中津良は5つで1つでしょう」という考え、そういったところ。そこそこの地域の実情に合った単位というところで考えております。

ただ、一番難しいのは、旧平戸地区や旧平戸町と平戸村というところで面積が広がる。そこら辺について、ただ、現時点では一応平戸小学校区というところで考えはしておりますけれども、ここが私たちとしての今後悩みの種というか、どう進めていけばいいのかなというところがちょっと考え……今後その辺も地域の皆さんと考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

あと、嘱託員制度ですけれども、今の自治会組織163、平戸市内にあるんですけれども、その自治会組織については、やはり昔ながらの伝統行事とか、いろいろな集落のお宮の行事とかありますから、その自治会組織については今のまま継続していいと。ですから極端にいうと、私たちが使い分けているというか、行政が使い分けているんじゃないですけども、嘱託員と区長さん、2つあるんです。区長さんはあくまでもその地域の自治会で選ばれた区長さん、嘱託員は市のほうから業務をお願いするという立場で依頼をしているということですから、区長さんという制度は残るのかというふうに思います。その嘱託員制度ですけども、その嘱託員の業務、広報とかいろんな住民の支援とかされていると思うんですけども、そこらあたりについては先ほど江川が言ったように17億交付税が減額される、また、人口も減少すればもっと公務員の数、職員の数も減ってくるんです。そうなるとなかなか末端までのサービスができかねるということで、私たちが言っているのは小さな村づくり、村の再生ということで、極端にいうとそのコミュニティーの中で住民票の交付まで、極端に言えばそのコミュニティーがまちづくり協議会をしなくても、今、国が考えているのは郵便局で住民票を交付できないかとか言っていますので、郵便局で交付するのもまちづくり協議会で交付するのも同じかなと。ですから、ごく住民に近いところで交付できるような体制もつくっていききたいなというふうに思っております。ですから、嘱託員制度の改正については平戸市のまちづくり協議会の中で担える分については、見直していききたいなというふ

うに思っております。

そして、やはり今回も南部地区のほうから嘱託員の業務の比重が余りにも重いというような、ある程度見直しも必要じゃないかというような意見も来ておりますので、そこらあたりは皆さん今後区長さん等の意見を聞きながら、どういう方向がいいのかというのも、こちらが押さえつけるんじゃなくて、先ほどから言う協働というのは皆さんとともに、同じ立場で考えていこうということで考えております。

ですから、まだ現在こうしようというところまでは至っていないというところでございます。

○会長（黒崎洋介）

ほかに。どうぞ。

○委員（ ）

推進をしていくために、この部分で国からの補助が減少していくというんですね。それが27年度から始まるということですか。27年度で、このまちづくりが27年度、今26年度ですよね、27年度から、そしたら各地区とかまちづくりを推進していくための部分というのは結局どうなるんですか。それは3年間で計画していると言っていますが、その3年の中で27年度から始めるものか、28年度に始めるものかというのが変わってくると思うんですけど。

○地域協働課長（岡村輝幸）

これ、まちづくり推し進めていこうということで、一応最終目標を30年と先ほど言われたと思うんですけども、先ほど言ったように田平、生月、大島はもう26年度、今年から始まっているんです。大島はもう去年からまちづくり運営協議会を設置し、ことしは実際に運営をしているということで、この、あくまでも国の交付金が減るからまちづくりをしようということじゃないんです。ですから、やはり先ほど言ったように平戸が極端に人口が減っているんですけども、全国的に人口は減っているというふうにされていますから、今の自治会組織だけではなかなか、自分たちの行事ちゅうか、地域の行事なんかも多分行っていけないと思うんですけども、それさえ税金でできない。あるいは、これは例なんですけども、大島地区においては総会さえできない。自治会の総会もできない。というのは、もう高齢者で「もう私は歩けませんから、もう皆さんに任せて、お願いしますよ」という感じで、総会にも出てこれないというような状況になってきている。これが今は大島かもしれませんが、近い将来、平戸のあちこちでそういう実態が出てくるのかなと。ですから、それをやはり地域の方まで守ろうということですから、この交付税の関係でまちづくりじゃなくて、まちづくりも行政が押しつけじゃなくて、自分たちでやっぱり

みんなでつくろうといったときにできるものであって、最終目標は30年ということで考えていただければいいと思います。

ですからうちとしては最低25年ぐらいでできればいいんですけども、そこまで皆さんの末端の御理解を得るまでになかなかそこは厳しいのかなというところも考えております。

○会長（黒崎洋介）

どうぞ。

○委員（大浦正巳）

大浦です。

さっき彼が言っとったけれども小学校区がありましたよね。それでその中に町が入る。そうしたときにそれだけ大きな組織、部落、部落で考え方とか、今までのやり方、当然市役所が示したやり方でも今実際にまちづくりというのはそれぞれの5部落なら5部落で田舎のほうはやるって言ったよね。そういうことで細分化して、一つは小学校区でやって、その下にそっちの部落がその町の考え方というか、それでやってみる。それで部落の町の役員さん方も今ここに書いておるような運営委員のメンバーで最近はもうやるっていうのね。こういうふうなことで、婦人会からも出てくるし、高齢者の代表っていつて出てきて、そのまちづくりをやっているような地域もありますので。そのあたり幾らか細分化してこの運営状態が段階的にやってみてはどうか。

○地域協働課長（岡部輝幸）

段階的にやるっていうのはそのとおりで。例として中津良地区のいろんな全体でやるときにはそういったPTAが動くでしょ。ですからそれだけでいいと思うんです。それで協議会をつくっていただいて、そしてそこに市から交付金をやります。今、囑託員さんから仮に中津良地区全体で5の自治会をまとめて要望活動をしますよね。仮に要望とすると。としたときに、その要望の中でも、これは市からの交付金の中でやれるものはやり、もううちでやろうというような部分。あと、それぞれの考え方、下中津良でやっている小さな行事はそのまま区長さんとしてやる。中津良全体でやる中津良川の祭りとかいろんなそういったものについては協議会の中でやる。それとか、極端やけれども高齢者対策も下中津良だけではできん、全体でやるばい、極端にいうと火事の見回りと一緒にです。消防団で全体を回るんだと思うんです。だからそれを、高齢者の見守りも各自治体じゃなくて中津良全体でやろうかいと、そういった今やっている部分よりちょっと協議会のほうは少し大きいのかなというか、そこにお金が市から交付されるというふうに理解していただければいいのかなというふうに思います。

○会長（黒崎洋介）

はい、どうぞ。

○委員（平田弥生）

平田ですけど、陳情等はどうふうになるんですか。例えば総代だとか、区長さんが今は市役所のほうに持っていくんですよね。これはこちらのほうに持っていくんですか。

○地域協働課長（岡村輝幸）

陳情もそれはその協議会全体のやり方もあるかと思うんですけども、実際は現在考えているのは、今の先ほど言ったように、区長さんの仕事が肥大しているちゅうか多くなっているということも言われてますので、まちづくり協議会の、先ほど言ったように、集落支援員というものは配置をしたいと思っています。だから、それが事務局的になりますので、その方が区長さんからあそこの状況を一緒に見に行行ってそれをまとめ、だから事務局でまとめてそれを一緒に協議会の会長と一緒に出すのか、そういったところで今もしかしたら南部地区は全体でやったり、そういうふうな自治会で要望書を出すところもあると思うんですけども、その辺はまちづくり協議会ができれば協議会がまとめて、その地域をまとめて出すということになったほう一番事務的には効率化が図られるかなというふうに思います。

○会長（黒崎洋介）

大体、意見も出たようでございますので、新しいコミュニティーづくり推進計画についてはこれからいろいろと皆さん方から御意見等あるかと思っておりますけども、それは審議会、議会でも担当課のほうへ直接お尋ね、あるいは御意見をおっしゃっていただいて、よりよい推進計画となるようお願いします。

それでは、続きまして、最後に平戸市の地域審議会のあり方についてということで、先ほどお話がありましたけれども、説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○協働交通政策班長（江川）

簡単にというか、資料を、地域審議会の設置に関する協議書及び地域審議会の運営等に関する資料ということで資料がありますけども、その一つの協議書を見ていただければわかるように、第2条に審議会の設置期間は合併の日から平成27年3月31日までとするということで協議書が取り交わされております。そういったことで、市としてはこの協議書にのっとりまして、一応27年の3月31日をもってこの地域審議会並びに離島にある地域協議会についても3月31日

をもって終わろうというふうに考えています。

そして、基本としてはやはりこの地域審議会にかわる何かが必要だということで、やはりこの地域審議会、それから地域協議会も、その地域を考えて地域をつくり上げていこうというような部分なのかなというふうに思っておりまして、先ほど説明しましたまちづくり運営協議会、これにかわっていくというふうに私たちとしては考えております。

ただ、やはり市から一方的にということもできませんので、この審議会を残すか残さないかということについては、皆さんの御意見もお伺いしたいなというふうに思っております。そしてうちのほうで再度、やはりほかの生月、田平、大島、その協議会の考え等も踏まえながら、内部のほうで協議をして皆さんに再度示していきたいというふうに考えております。

だからうちの方向性としては、一応審議会、協議会については3月31日までをもって解散をします。そして、新たに設置が必要だということで強い要望があれば、それは新たに設置をすることになるのかなというふうに思っております。

そういったところで皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○会長（黒崎洋介）

ただいまの説明で何か御意見ありませんか。

○会長（黒崎洋介）

御意見というよりも、この地域審議会が3月31日で終了しますけれども、きょう説明いただいた新しいまちづくり計画書と新しいコミュニティーづくりの推進計画とかというもので説明をしていただきましたけれども、委員の皆さん方におかれては、何かまだ消化不良の面もあるんじゃないかなと、まだこれから帰ってよく読み返してみると、いや、これも聞きたいな、これはどうなるんだろうかなというふうなことが出てくるんじゃないかというふうな思いなんですけど、そういうことを含めて来年の3月31日までこの審議会がどういう日程で進めるのか、もうこれで終わりなのか、あるいはあと1回か2回はいずれかの時期に開催をされる予定なのか、その辺を伝えておいて下さい。

○地域協働課長（岡部輝幸）

一番最初に企画のほうから話させていただきたいと思うんですけども、一応12月に計画のスケジュールということで地域審議会及び地域協議会への意見聴取ということで、12月に意見聴取がありますので、私たちとしても先ほど言ったような、この協議会をどうするか、審議会をどうするかということで、12月、そしてあとやはり3月前にもう一度、だからあと2回は開く必

要があるのかなというふうには考えております。

○副会長（木村孝市）

この協議書ではあくまで27年3月31日までと、こういうふうになっておりますね。これで一応終わるわけですから、その場合は大きなことで今心配になったまちづくり云々というところを協議することを言われましたけども、まずその前に、やっぱりそのまちづくりについてどういうふうにしてやっていくのかということをまだまだ検討しなきゃならんかなと。やっぱりまちづくり協議会云々じゃ、何かその前の段階のことを決めとかんとちょっとおかしいんじゃないかなということで感じるわけです。

今のように、やはりこの地域審議会というようなことの中でまちづくりを今からこういうふうにしていくんだと、そのように細部にわたって検討していただくということが本当じゃないかと。このまちづくり云々ということでまちづくりの中に入って行って、そしてその前が、足がかりがまた必要だって考えるわけですけどどうでしょう。

○地域協働課長（岡部輝幸）

まちづくりだけを説明した新しいまちづくりのコミュニティーづくりについては、別に市民の代表の委員会を立ち上げて、市民の皆さんの意見を聞きながら、全体的なまちづくりというところで協議をするようにしております。そこで決まった分についての報告、そして内容の協議というふうになると思うんですけども、その辺は今年の状態を見ながらということで、ちょっと私も何となくしか考えていないということです。

○副会長（木村孝市）

そのまちづくりの意味は全体的なまちづくりのあれで、それはこれについてのまちづくりじゃないということね。

○地域協働課長（岡部輝幸）

ここは平戸だけの地域審議会、平戸だけ、旧平戸だけなものですから、先ほど説明した新しいまちづくりというものはいわゆる全体というのに係るもので、それについては新たにまちづくりの推進本部というものを市民から募集してつくって、その中で協議をしていきたいと。そしてそこで協議の内容については今年も協議しますので、その中で説明できる部分、12月と2月、については説明をしてからというふうに思っております。

○会長（黒崎洋介）

今、ありましたように12月と3月に地域審議会を開催したいということで、あくまでも予定でございます。その間またいろいろ皆さん方から意見を寄せていただきまして、あとは協議をよろしく願いいたします。

一応本日予定されておりました議題は全て終了と、その他の件で何か。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

皆様のお手元に1枚もので平戸市地域コミュニティ活動推進事業補助金実績一覧表というものをお配りしております。

これにつきましては、実は平戸市地域審議会のほうで平成20年度から23年度の4年間審査をしていただいた経過がございまして、そちらのほうの実績、そういった補助をした、審査をした段階がどういう状況にあるのかというところでちょっと示してほしいというような御要望があったものですから、ちょっと今回1枚ものでまとめさせていただきまして、ちょっとお示しをさせていただきますいております。

実を言うと、その団体名のほうにちょっと網かけしている部分というところが今も頑張って活動されている団体でございます。全23団体に4年間個別に支援をしてきたわけでございますが、その中で網かけの部分が残って今もなお頑張っているということで、ちょっと御理解いただければと思います。

ちょっと個別に、こう、いろいろ事例も示したかったんですが、資料も結構膨大なものですから、その辺はちょっとお許しをいただければと思いますので、それだけ御報告をさせていただきたいと思います。

あとちょっと事務連絡をさせていただいてよろしいですか。

○会長（黒崎洋介）

ちょっと待って。

これは私ども地域審議会の分です。あと協議会が田平、生月、大島で協議会があるわけなんです。協議会さんのほうでもこういった議論が協議会の活動でなされているんだろうというふうに思うわけです。そういったことも含めて、これはあくまでも平戸島というか、度島を含めたところで、そのほかのいろいろこういうふうな交付金、助成金を出しているんな事業を守っていただいて下さい。どうぞ。

○協働交通政策班長（江川佳徳）

すいません。

そしたら、あと1点だけ事務連絡でございますけど、既にいただいた方もいらっしゃいますが、講習旅費等のほう、後日口座のほうにお振り込みさせていただきたいと思いますので、振り込みの書式を後で私のほうにお渡しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長（黒崎洋介）

私が事務局に申し上げたいんですけれども、実は今、介護関係の高齢者の介護、障害者の介護、事業所がどんどんふえてきているんです。職員さんが足りないんです。いわゆる介護士とかあるいは社会福祉士とか、いろんな、そういう関連で医療師さんとか看護師とかいろいろあるんだけど足りないんです。特に大島が足りない。大島。もう3年も4年も足らんものですから、私どもの大島の事務局長とか大島の区長さんをお願いをして島外に出ている30歳前後の方で、仕事はこちらのほうで心配するから、そういった方々で向こうで生活をし、向こうで就職してる方がおられるようであれば、調べて、こちらのほうから出向いていって、こちらのほうに呼び戻すわけです。仕事はこちらのほうで心配しますよと、それから資格がなければこちらのほうで資格を取るような方法をやります。足りないものですから、今ヘルパーさんの数が、今はもう初任者研修になりましたけど、これも単独で平戸市社会福祉協議会で単独でもう2回目か3回目続けて今やっているんですけど、大体業者がやると15万ぐらいかかるんですけれども、いわゆる社協の場合は職員がやって、あるいは業者のほうにもお願いをして加勢していただいて、大体1万5,000円ぐらいでできます。今度も40人の定員でやったんですけれども、もう50名近くになると、また定員増加の申請を県のほうに出したところなんですけど。

そういう状況で、就職はあるけれどもなかなか人がいない。大島の場合はもういないものですから、こちらから今度の4月1日から男子と女性と若手を2人大島のほうに転勤させて向こうにやっているんです。できればやっぱりこういうふうな仕事というのは、地元が地元で地元の人が委託をしたい。度島も先ほど話がありましたけれども、デイサービスも度島の職員がやっぱり度島の方ということで私どものほうで要請をして度島の方でやっていただいております。

そういうことでお互いに連携し合って、仕事があれば、仕事が皆さん方の情報があれば、そういった市外の方を呼び戻していただくような御努力もしていただければなというふうに感じております。

一言つけ加えておきます。余分なことかも知れませんが。

以上、大体予定した議会事項を参りましたので、これで本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

どうもほんと長い間お疲れ様でした。